

14 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

署名 一九九七年一月一日（東京）
効力発生

日本国政府及び中華人民共和国政府は、一千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明を想起し、政府の共同声明を想起し、一千九百七十五年八月十五日以降に署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定に基づく関係を含む漁業の分野における伝統的な協力関係を考慮し、一千九百八十二年十二月十日に作成された海洋法に関する國際連合条約の趣旨に沿った新しい漁業秩序を両国との間に確立し、共に関心を有する海洋生物資源を保有し及び合理的に利用し並びに海上における正常な操業の秩序を維持するため、友好的な協議を経て、

次のとおり協定した。

第一条【協定水域】 この協定が適用される水域（以下「協定水域」という。）は、日本国、他方の経済水域及び中華人民共和国の排他的経済水域とする。

第二条【相互漁獲の許可】 1 各締約国は、相互利益の原則に立ちて、この協定及び自國の関係法令に従い、自國の排他的經濟水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

2 各締約国、他方の締約国との間で、この協定の附屬書Ⅰの規定に基づき、他方の締約国の国民及び漁船に対し入漁に関する許可を発給する。当該権限のある当局は、許可証の発給に関し妥当な料金を徴収することができる。

3 各締約国の国民及び漁船は、他方の締約国、他方の排他的經濟水域において、この協定及び当該他方の締約国との間の関係法令に従つて漁獲を行う。

第三条【操業条件の決定】 各締約国は、自國の排他的経済水域に



における資源状況、自國の漁獲能力、伝統的な漁業活動及び相互入会いの状況その他の関連する要因を考慮し、自國の排他的經濟水域、漁獲制当量、操業区域その他の操業の条件を毎年決定する。この決定は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における協議の結果を尊重して行われる。

第四条（自國漁船に対する規制）¹ 各締約国は、自國の国民及び漁船が他方の締約国の排他的經濟水域において漁獲を行うときは、この協定の規定及び他方の締約国との関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を遵守することを確保するために必要な措置をとる。

第五条（生物資源の保存措置）¹ 各締約国は、自國の関係法令に定める各締約国は、他方の締約国に対する規制に対し、自國の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国に施行する。

第六条（適用水域）¹ 第一条から前までの規定は、協定水域のうち次の(i)及び(ii)の水域を除く部分について適用する。

(b)(a) 北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経一百二十五度三十分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的經濟水域を除く。）

(b)(a) 北緯三十度、東経百四十五度、一分の点

第七条（暫定措置水域）¹ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ

北緯二十九度、東経百二十三度二十五・五分の点
北緯二十八度、東経百二十二度四十五・九分の点
北緯二十七度、東経百一十五度五十七・四分の点
北緯二十六度、東経百一十五度五十八・三分の点
北緯二十五度、東経百一十七度五十五・一分の点
北緯二十九度、東経百一十八度零・九分の点
北緯三十一度、東経百二十八度三十二・二分の点
北緯三十二度、東経百二十八度二十六・一分の点
北緯三十四度、東経百二十四度十一・一分の点
北緯三十六度、東経百二十六度零・一分の点
北緯三十九度、東経百二十八度零・九分の点

2 海洋生物資源の保存措置その他の条件によって、國際法に從事するべき事項を確保するために、國際法に從事するべき事項を確保するために、國際法に從事するべき事項を確保するため、必要な措置をとることが可能である。

3 2 各締約国は、自國の国民及び漁船が他方の締約国に施行する規制の提供の後に速やかに実施される。各締約国は、自國の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、適當な経路を通じて他方の締約国に速やかに通報する。

4 第六条（適用水域）¹ 第二条から前までの規定は、協定水域のうち次の(i)及び(ii)の水域を除く部分について適用する。

(b)(a) 北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経一百二十五度三十分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的經濟水域を除く。）

(b)(a) 北緯三十度、東経百四十五度、一分の点

第五条（生物資源の保存措置）¹ 2 他の他の保証の提供の後に速やかに実施される。各締約国は、自國の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、適當な経路を通じて他方の締約国に速やかに通報する。

第六条（適用水域）¹ 第二条から前までの規定は、協定水域のうち次の(i)及び(ii)の水域を除く部分について適用する。

(b)(a) 北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経一百二十五度三十分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的經濟水域を除く。）

(b)(a) 北緯三十度、東経百四十五度、一分の点

第七条（暫定措置水域）¹ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ

北緯二十九度、東経百二十三度二十五・五分の点
北緯二十八度、東経百二十二度四十五・九分の点
北緯二十七度、東経百一十五度五十七・四分の点
北緯二十六度、東経百一十五度五十八・三分の点
北緯二十五度、東経百一十七度五十五・一分の点
北緯二十九度、東経百一十八度零・九分の点
北緯三十一度、東経百二十八度三十二・二分の点
北緯三十二度、東経百二十八度二十六・一分の点
北緯三十四度、東経百二十四度十一・一分の点
北緯三十六度、東経百二十六度零・一分の点
北緯三十九度、東経百二十八度零・九分の点

2 海洋生物資源の保存措置その他の条件によって、國際法に從事するべき事項を確保するために、國際法に從事するべき事項を確保するため、必要な措置をとすることが可能である。

3 2 各締約国は、自國の国民及び漁船が他方の締約国に施行する規制の提供の後に速やかに実施される。各締約国は、自國の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、適當な経路を通じて他方の締約国に速やかに通報する。

4 第六条（適用水域）¹ 第二条から前までの規定は、協定水域のうち次の(i)及び(ii)の水域を除く部分について適用する。

(b)(a) 北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経一百二十五度三十分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的經濟水域を除く。）

(b)(a) 北緯三十度、東経百四十五度、一分の点

第五条（生物資源の保存措置）¹ 2 他の他の保証の提供の後に速やかに実施される。各締約国は、自國の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、適當な経路を通じて他方の締約国に速やかに通報する。

第六条（適用水域）¹ 第二条から前までの規定は、協定水域のうち次の(i)及び(ii)の水域を除く部分について適用する。

(b)(a) 北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経一百二十五度三十分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的經濟水域を除く。）

(b)(a) 北緯三十度、東経百四十五度、一分の点

第七条（暫定措置水域）¹ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ

北緯二十九度、東経百二十三度二十五・五分の点
北緯二十八度、東経百二十二度四十五・九分の点
北緯二十七度、東経百一十五度五十七・四分の点
北緯二十六度、東経百一十五度五十八・三分の点
北緯二十五度、東経百一十七度五十五・一分の点
北緯二十九度、東経百一十八度零・九分の点
北緯三十一度、東経百二十八度三十二・二分の点
北緯三十二度、東経百二十八度二十六・一分の点
北緯三十四度、東経百二十四度十一・一分の点
北緯三十六度、東経百二十六度零・一分の点
北緯三十九度、東経百二十八度零・九分の点

第一〇条（漁業研究及び資源保存の協力）¹ 2 締約国は、漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力をを行う。

第一一条（漁業委員会）¹ 2 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会（以下「漁業委員会」という。）を設置する。漁業委員会は、両締約国の中の政府が任命するそれ二人の委員で構成する。

第一二条（漁業委員会の任務）¹ 2 漁業委員会の任務は、次のとおりとする。

第一三条（漁業委員会の規定）¹ 2 (1) 第三条の規定に基づいて協議して、各締約国及び漁船が第十一条の規定に基づいての規則を設置する事項には、次のもののが含まれる。

(a) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

対する規制の内容、各締約国及び漁船が第十一条の規定に基づいての規則を設置する事項には、次のもののが含まれる。

(b) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(c) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(d) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(e) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(f) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(g) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(h) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(i) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(j) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(k) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(l) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(m) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(n) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(o) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(p) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(q) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(r) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(s) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(t) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(u) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(v) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(w) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(x) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(y) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

(z) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる種類、漁獲制当量その他の具体的な操業の条件に

第一二条（漁業問題についての両締約国との関係）¹ 2 この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題についての両締約国そのそれそれの立場を害するものとみなしてはならない。

第一三条（附属書の地位）¹ 2 この協定の附属書(2)の規定に

従つて修正された後の附屬書を含む。)は、この協定の不可分の一部を構成する。

2 両締約国は、文書による合意により、この協定の附屬書を修正することができる。

第一四条【効力発生と終了】 1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれの国において完了した後、両締約国の政府の間の公文の交換によって合意される日に効力を生ずる。この協定は、五年間効力を有する。その後は、2の規定に従つてこの協定が終了する効力を有する。

2 いすれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、六箇月前に文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 千九百七十五年八月十五日以降に署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

千九百九十七年十一月一日に東京で、ひとく正丈である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
小瀬恵三

中華人民共和国政府のために
徐敦信

附屬書 I

各締約国は、この協定の第一条2の規定に基づき、許可に関する次の措置をとる。

1 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局からこの協定の第三条に規定する決定についての書面による通報を受領した後、当該他方の締約国の権限のある当局に対し、当該他方の締約国が他の経済水域において漁獲を行うことを希望する自國の国民及び漁船に対する許可証の発給のための申請を行う。当該他方の締約国の権限のある当局は、この協定及び自國の関係法令に従つて、この許可証の発給を行う。

2 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当

局に対し、入港に関する手続規則(許可証の申請及び発給、漁獲に関する情報の提出、漁船の標識並びに操業日誌の記載に関する手続規則を含む)を書面により通報する。

3 許可を受けた漁船は、許可証を操舵室の見やすい場所に掲示し、他方の締約国が定める漁船の標識を明確に表示しなければならない。

附屬書 II

この協定の第九条2の規定の実施に関しては、次に定めるところによる。

1 日本国政府が指定する連絡先は、避難する港等を管轄する海上保安庁の各管区海上保安本部とする。中華人民共和国政府が指定する連絡先は、関係港を管轄する港務監督部門とする。

2 具体的な連絡方法については、この協定の第十二条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会において相互に通報する。

3 一方の締約国の漁船が他方の締約国の指定する連絡先に連絡する内容は次のとおりとする。

船名、識別番号、現在位置(緯度、経度)、船籍港、総トン数及び全長、船長の氏名、乗組員数、避難の理由、避難を求め目的地、到着予定期並びに通信連絡の方法

